



当社は、いわゆる大企業に属します。このたび、省資源に関する特許出願を行いました。早期に権利化を図りたいと考えていますが、早期審査制度を利用できるのかよく分かりません。アドバイスいただけないでしょうか。

(群馬県 R. M)



### 1. はじめに

所定の要件を備えた特許出願については、早期審査の申請を行うことができます。

通常の出願の審査待ち期間は、審査請求後、早くても11カ月程度となっていますが、これに対して、早期審査を申請した出願の審査待ち期間は、早期審査の申請から約1.9カ月となっています。

このように、早期審査の申請を行うことで、審査期間が、通常の出願と比べて大幅に短縮されます。

### 2. 早期審査を受けるための要件

早期審査の申請を行うためには、特許出願が以下の要件を備えている必要があります。

- (1) 出願審査の請求がなされていること。
- (2) 特許出願が、以下のいずれかに該当すること。
  - ① 中小企業等の出願
  - ② 外国関連出願
  - ③ 実施関連出願
  - ④ グリーン関連出願
  - ⑤ 震災復興支援関連出願
  - ⑥ アジア拠点化推進法関連出願

(3) 特許法42条1項の規定により取り下げとならないものであること（国内優先権主張の基礎として、みなし取り下げとなってしまう出願ではないこと）。

貴社はいわゆる大企業ということで、**「①中小企業等の出願」**には該当しないものと考えられますが、省資源に関する特許出願ということですので、**「④グリーン関連出願」**に該当する可能性があります。

### 3. グリーン関連出願

グリーン関連出願とは、グリーン発明（省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする出願のことを意味します。

ここで、グリーン発明には、省エネ、CO<sub>2</sub>削減の効果を有するものに限られず、例えば、省資源、環境負荷低減等の効果を有する発明も含まれます。そのため、今回の省資源に関する特許出願は、「グリーン関連出願」として認められる可能性があります。

### 4. 事情説明書について

早期審査の申請をする場合は、特許出願1件ごとに「早期審査に関する事

情説明書」を1通作成し、特許庁に提出する必要があります。

事情説明書には、①事情、および②先行技術文献の開示および対比説明について記載する必要があります。

①事情としては、請求項に係る発明が、省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明であることの合理的な説明を、明細書の内容に基づいて記載します。

また、②先行技術文献の開示および対比説明は、先行技術調査を行ったうえで記載します。なお、特許出願の明細書で、先行技術文献との対比が適切に行われている場合には、記載されている段落を参照するなどして、記載を簡略化することもできます。

### 5. その他

以上のように、大企業であっても、「④グリーン関連出願」の他にも「②外国関連出願」「③実施関連出願」等に該当する場合、早期審査を受けられますので、特許出願について、出願審査の請求がなされているか、および国内優先権の基礎となっていないかについてご確認のうえ、一度、弁理士に相談されてみてはいかがでしょうか。